主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

第一点所論の権利濫用の主張は、上告人が本件土地につき賃借権を取得したこと を前提とするものであつて、原判決は右前提事実が認められないと判示しているの であるから、原判決には所論のような判断違脱の違法はない。(所論は違憲の主張 には当らない)

第二点の所論は、上告人が原審において主張しない事実を前提として原判決に判 断違脱の違法があるとするものであつて到底採用に値しない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	